

2019年10月

お客さま各位

柏崎信用金庫

預金規定の改定および電子化について

平素は当金庫をご利用頂き、厚く御礼申し上げます。

当金庫は、金融庁が公表した「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」を踏まえ、2019年12月2日から、預金規定を改定いたします。

規定改定に伴い、新規取引開始にお取引目的やお客さまに関する情報等を従来よりも詳細に確認させていただく場合があります。また、既にお取引のあるお客さまにおいても、お取引の内容や状況等に応じ、お客さまに関する情報等を、窓口や郵便等により再度ご確認させていただく場合がございますので、ご協力をお願いいたします。当金庫がお願いする確認や資料のご提出について、適切にご対応いただけない場合には、お取引をお断りさせていただく場合やお取引を制限させていただく場合があります。

また、本改定にあわせて、下記1の対象となる預金規定の電子化を行います。

改定日以降は、当金庫ホームページで規定をご確認いただけますので、2019年12月2日以降は、当金庫窓口等での同規定の配布を終了させていただきますので、何卒ご理解いただけますようお願いいたします。

なお、規定の電子化につきましては、順次対象を拡大する予定としております。

1. 対象となる預金規定等

・普通預金規定 ・当座勘定規定 ・納税準備預金規定 ・貯蓄預金規定 ・総合口座規定

2. 改定日

2019年12月2日(月)

3. 主な改定内容

○ 「取引の制限等」を新設します

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令その他の国内若しくは外国の法令・規制等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 1年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令その他の国内若しくは外国の法令・規制等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

○「解約等」について一部追加します

- (1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。
- (2) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することにより、この預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信したときに解約されたものとします。
- ① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
 - ② この預金の預金者が第11条第1項に違反した場合
 - ③ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令その他の国内若しくは外国の法令・規制等への抵触のおそれがあると合理的に認められる場合
 - ④ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

○「規定の改定」を新設します

- (1) この規定の内容については金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上